

構造技術者の皆様へ

## 新法の取り扱いにおける経過措置

2007年3月29日（木）

株式会社 構造ソフト  
代表取締役社長 星 睦廣

6月20日に施行される新法の取り扱いに関する情報をお知らせします。

昨日（3月28日）、国交省の方との会合の席で、新法の取り扱いにおける経過措置に関して質問をしたところ、次の回答が得られました。なお、回答は口頭でしたので言葉使いのニュアンス等は実際と若干異なる場合があることをご了承下さい。

-----国土交通省の回答-----

構造計算基準に係わる実態的なものに関して経過措置は今回は設けていないため、法の施行に関する取り扱いは通常通りとなる。すなわち6月20日以降に工事着工する物件は、新法に準じた計算書を作成し確認申請のもと許可を受ける必要がある。

また、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」の「附則」に経過措置が示されているのは、実態とは異なる手続き上の話となるもので、これは構造計算適合性判定に係わることを指し、6月20日の施行時から運用されるというものです。

よって、6月20日以降に工事着工される物件は、新しい法令告示に対応した計算書で確認申請を受ける必要があります。ただし、ある程度の規模の物件に必要な構造計算適合性判定は、6月20日の施行日以降に確認申請されたものが対象になります。

構造計算基準に係わる改正の詳細は、今後告示にて示されますが、告示（案）は3月25日にパブリックコメントが締切られました。これより今後は、4月下旬に告示が公布され、6月20日に施行されることとなります。

なお、プログラムメーカー（弊社）は、準備の都合上、公布を待つてからのプログラム変更では間に合いませんので、告示（案）の時点から作業を始めており、最終形も公布日より半月くらい早めの開示をして頂けそうなので、そこで再確認することでプログラムの整備を計ることとなります。

以上、新法の取り扱いと、プログラムの準備についてお知らせ致しました。